

学校法人樫蔭学園 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

令和4年4月1日

当学園は、職員が仕事と家庭生活を両立し、男性女性ともに長期的に活躍できる雇用環境の整備を行うため、行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 取組内容

目標1：計画期間内に、育児や介護などの家庭の状況により、職員の希望する働き方に柔軟に対応するため、制度運用の拡充を行う。特に女性が長期的に勤続できる雇用環境を構築しつつ、職員への制度の周知を適宜行い、教員全体の平均勤続年数の2年引き上げを目標とする。

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

【実施期間・取組内容】

- ・令和4年3月まで 学園の規定・規則及び公的助成制度についての情報整理
- ・令和4年4月～ 現在の制度について柔軟な対応策を検討する。
職員の業務内容を精査し、今後の制度利用者のフォロー体制を整える。
規程・規則をオンライン掲示板で周知し、職員の理解促進に努める。
公的助成制度の周知に努める。

(参考) 平均継続勤続年数

区分	高等学校	幼稚園	学園
男性	18	5	18
女性	15	8	12
全体	17	8	15

目標2：年次有給休暇の取得促進により、職員の仕事と生活の調和を図る。

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法)

【実施期間・取組内容】

- ・令和4年3月まで 年次有給休暇の取得状況について実態の把握
- ・令和4年4月～ 年次有給休暇の計画的利用の促進と取得し易い職場環境づくりに努める。
管理監督者により、朝礼または会議での呼びかけ、また、オンライン掲示板を活用した呼びかけを行う。